

随意契約締結状況

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|----------------|---------------------|------------|------------------------------|-------------|---|--------------|
| 日赤岩手乳児院外構工事 一式 | 総務 盛岡市三本柳6地割1-10 | 平成27年10月5日 | 株式会社 高光建設 盛岡市上堂二丁目4-15 | 8,964,000 円 | (平成27年9月30日)一般競争入札に付するも落札者がいないため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条に該当) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。